

宗教哲学会理事選出内規

2013年9月8日制定
2019年3月23日改正

- 第1条 選挙管理委員会は理事会において組織する。
- 第2条 投票により10名、理事会推薦により5名程度を選出する。
- 第3条 維持会員が被選挙権を持ち、維持会員と普通会員が選挙権を持つ。ただし、3年以上の会費滞納者は選挙権および被選挙権を持たない。
- 第4条 選挙管理委員会が開票し、同票の場合は年齢の若い者を上位とする。
- 第5条 選挙管理委員会は開票結果を会長に報告し、会長は理事会に報告する。
- 第6条 開票結果をうけて、理事会は理事会推薦の理事5名程度を選出する。被推薦者は維持会員である必要はないが、内諾を求める際に維持会員になることを依頼する。
- 第7条 総会で理事会は選挙結果を報告し、理事会推薦の5名程度を提案し、承認を得る。総会で理事15名程度が決定される。
- 第8条 この内規の改正は、理事会の議を経なければならない。